

# 学校いじめ防止基本方針

田野畠村立田野畠小学校

## はじめに

いじめは、決して許される行為ではない。いじめを受けている児童がいた場合には、いかなる場合でもその生命・存在を守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然として指導しなければならない。しかし、「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こりうる」ものもある。その認識のもと、本校の全児童が、安心して楽しく豊かな学校生活を送ることができるように、いじめのない学校をつくる必要がある。

## 1 基本とする方向性

本校においては、いじめ防止対策推進法の第四条に掲げている「いじめの禁止」を根底に、基本理念として第三条に掲げている

- ①いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずにいじめが行われなくなるようにすること
- ②全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないようにするために、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めること
- ③いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを学校におけるいじめを防止するための基本とする。

そこで、本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を次のとおりとする。

- ① 学校・学級内に「いじめを許さない」風土をつくる。
  - ② 児童および教職員の人権感覚を高める。
  - ③ 児童と児童、児童と教職員の温かい人間関係を築く。
  - ④ いじめの兆候を早期に発見して、適切な指導を行い、早期解決に尽力する。
  - ⑤ いじめの問題について、全職員が真摯に対応するとともに、保護者・地域関係機関との連携を深める。

## 2 いじめの定義

本校においては、「いじめ」を次のようにとらえる。

児童に対して、一定の人的関係にある他の児童が、心理的または物理的な影響を与える行為であり、行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。（インターネットを通じて行われているものも含む）～いじめ防止対策推進法 第二条 より～

### 3 いじめを防止するために（いじめの早期発見・早期対応）

#### （1）組織・校内体制の確立

##### ①組織として<いじめ防止対策委員会の設置>

- A、構成員 校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、学団長
- B、活動内容 ・学校いじめ防止基本方針の策定 ・防止のための年間活動計画の作成  
・いじめに関する研修会の企画立案（生徒指導研修会に位置付ける）  
・いじめに関わるアンケートの実施（生活アンケート・いじめアンケート）
- C、開催時期 ・児童の様子についての情報交換を月に1回行う。（職員会議時）  
・発生時は、緊急委員会を開催し事態が収束するまで隨時委員会をもつ。

##### ②校内体制として<教職員のもつ意識>

- ・児童への声掛けおよび日常の観察（言葉や行動、持ち物など）
- ・日常活動における児童との対話による人間関係の構築（相談活動）
- ・自己有用感や自己肯定感をもたせるための児童活動
- ・保護者への対応（悩みを相談できる教職員の養成など）
- ・情報の共有化（気になることが言える職場の雰囲気づくりなど）
- ・いじめに鈍化しない人権意識の高揚（いじめに関する資料や研修会を通して）
- ・道徳、学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ指導をする。
- ・児童を理解するための各種検査や調査の結果活用  
(Q-U、学力テスト、知能テスト、こころと体のアンケートなど)

#### （2）年間活動計画（案）

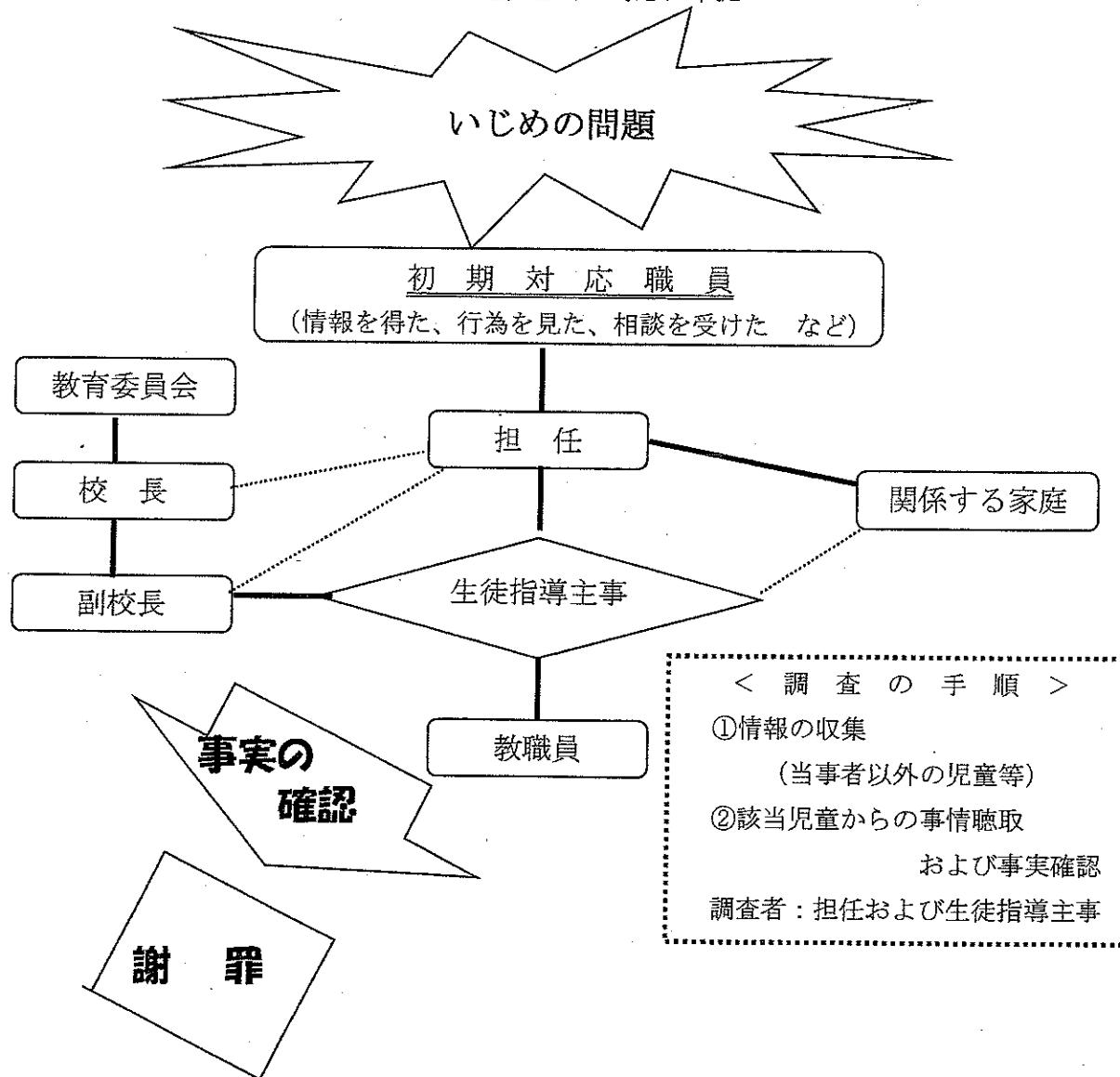
月	学校行事等	いじめ防止に関わる活動
4	始業式、入学式 全国学力調査 身体測定①、学級懇談会① 知能検査	・学級びらきでの児童の様子の観察 ・身体チェック ・保護者からの情報収集 ・年度初めの全職員による「共通理解が必要な児童」の情報交換
5	家庭訪問	・保護者との人間関係構築と情報収集 ・「学校いじめ防止基本方針」の読み合わせ
6	運動会、修学旅行 QU	・行事活動における行動観察 いじめアンケート
7	宿泊体験、個別面談① 終業式	・保護者からの情報収集 ・生活アンケートによるいじめのチェック ・一学期いじめ防止の取組の評価
< 夏季休業 >		・生徒指導研修会 (いじめ調査と各種アンケートの考察)
8	始業式	・長期休業後の児童の様子の観察
9	身体測定②、陸上記録会	・こころとからだの健康観察
10	学習発表会 県学力調査 全校朝会	・全児童を対象にした面談の実施 いじめアンケート ・インターネットいじめ防止講話
11	マラソン大会 QU	・全児童を対象にした面談の実施

日常の学習や生活における児童観察

12	個別面談②、終業式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活アンケートによるいじめのチェック</li> <li>・二学期いじめ防止の取組の評価</li> </ul>
<b>&lt; 冬季休業 &gt;</b>		
1	始業式、身体測定③	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期休業後の児童の様子の観察</li> <li>・身体チェック</li> </ul>
2	学級懇談会②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者からの情報収集</li> </ul>
3	修了式、卒業式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行事活動における行動観察</li> <li>・児童のいじめに関わる情報整理と引き継ぎ</li> </ul>
常時 ・定期		<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常の生活や学習における児童の観察</li> <li>・道徳の授業の充実</li> <li>・職員会議における児童・学級に関する情報交換</li> <li>・児童会によるいじめ防止活動</li> <li>・教育相談の実施</li> </ul>

#### 4 いじめの問題における対応

##### (1) 基本的な対応<指導部における問題発生時の対応に準拠>



## 指導体制

### ① いじめ防止対策委員会の組織的な動き

いじめ防止対策委員会を中心に、緊急委員会を開催して事実をもとに解決策を検討して早期収束を図る。

- <役割>
- ・養護教諭、スクールカウンセラーの積極的活用による予防的措置
  - ・当事者への指導（担任、生徒指導主事を中心）
  - ・保護者への連絡と支援（担任、生徒指導主事を中心）
  - ・教育委員会への連絡および連携（校長）
  - ・外部機関（警察も含む）との連携（副校长）

### ② 児童および保護者への指導・支援

- <児童>
- ・いじめられた児童の安全の確保と苦痛を共感的に受け止め支える支援
  - ・いじめを伝えた児童の安全の確保
  - ・いじめた児童への指導：被害児童への謝罪
  - ・いじめを見ていたまたは知っていて黙っていた児童への指導

- <保護者>
- ・いじめに関わった児童の家庭に訪問して、事実関係を伝え今後の対応について話し合う。（加害保護者の被害保護者への謝罪）

### ③ いじめがあった集団への指導

- ・当事者だけではなく、全体に自分の問題として教師の説諭を通して捉えさせる。
- ・集団の話し合いをもち、いじめは絶対に許されない行為であり、自分たちの集団から根絶しようという意識と態度をもたせる。
- ・お互いを尊重して認めあう関係がつくれるように、教職員が支えることを伝える。

### (2) ネットいじめにおける対応

校内において、学習以外でPCを利用することはないことより、上記のような対応の流れは無理があるものと考える。ほとんどの場合、家庭生活での利用過程でトラブルが起き、一方的に攻撃されているものと考える。

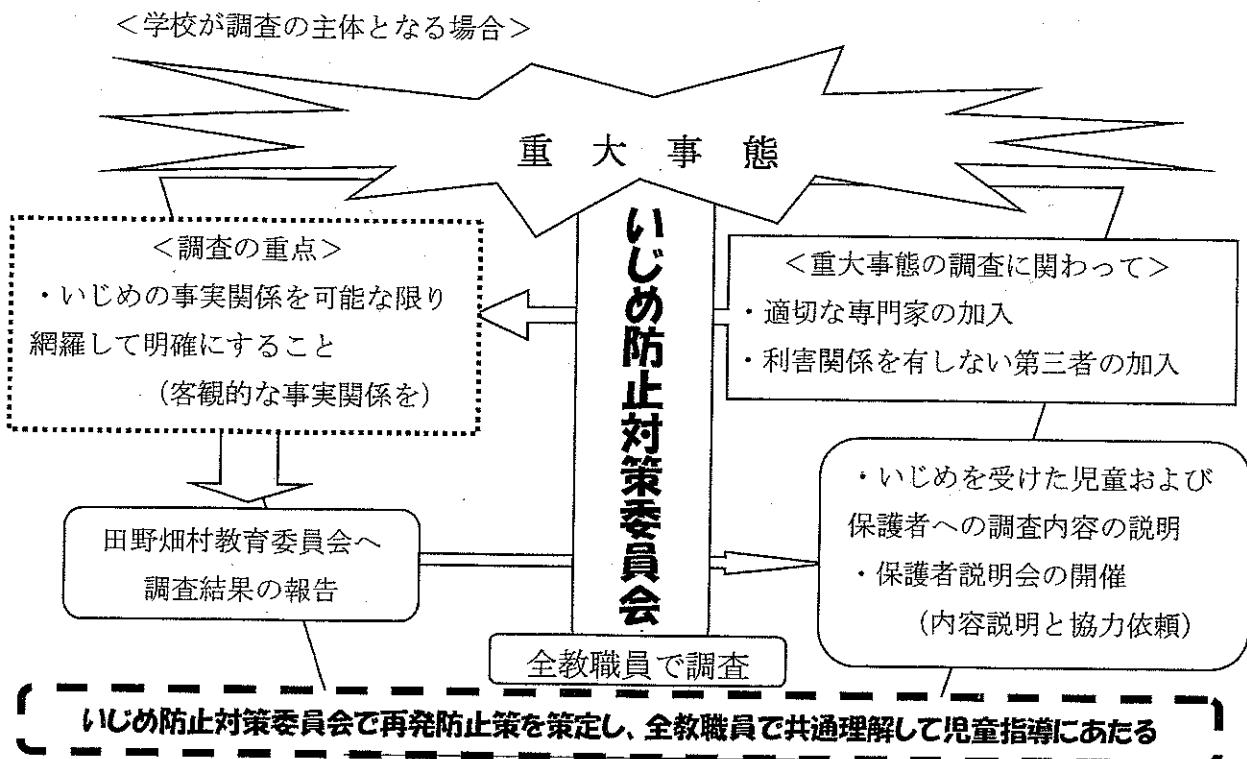
そこで、ネットいじめの情報を得た場合は次のような対応を行う。

- ①インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けた場合は「いじめ防止対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため田野畠村教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- ②児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、所轄の警察署に通報して、適切な援助を求める。
- ③インターネットへの利用環境について、PC・携帯電話・スマートフォンなどが大部分であると考えられることより、対応の協力を家庭に求める。

### (3) 重大事態における対応・・・<重大事態とは>

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（いじめ防止対策推進法 第二十八条）

上記の内容のいじめが発生した場合は、速やかに田野畠村教育委員会に報告する。また、田野畠村教育委員会の指導・支援のもと、調査を行う場合は次の通りとする。



**<田野畠村教育委員会が調査の主体となる場合>**

教育委員会の指示のもと、資料の提出など調査の協力にあたる。

#### (4) 事後の対処

##### ①いじめ解消の定義

- ①いじめの行為がやんでいる状態が3か月継続していること
- ②被害者が心身の苦痛を感じていないこと

被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認する。

#### 5 学校評価

いじめの把握およびいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に事項の取り組みを評価する。

- ①いじめの防止に関わる取り組みに関するこ
- ②いじめ防止の年間活動計画の取り組みに関するこ

おわりに

本校のめざす学校像に「一人ひとりが大事にされ、温かいふれあいのある学校」がある。冒頭に「いじめは、決して許される行為ではない。」と論じたが、当然のことと誰しもが認識しているはずなのに、未だなくならないのはなぜだろう。

いじめがわかってから対応するのではなく、日々の児童との活動の中で怪しい気配を感じたならば児童に対していじめの方向に行かないように指導するのが、我々学校で勤務する教職員の仕事ではないだろうか。児童を見つめ気持ちを理解して、正しい方向そしてよりよい成長ができるように保護者とともに歩んでいくことができる教師集団のいる田野畠小学校でありたい。